意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン（案）
意見の募集期間	令和５年２月６日（月）から令和５年３月７日（火）まで
担当グループ	観光経済部商工労政グループ
意見提出者数	１２人
意見件数	４５件

提出された意見の概要と市の考え方

【分類欄について】
Ａ：意見を案に反映したもの
Ｂ：意見を既に案に盛り込んでいるもの
Ｃ：意見を今後の参考とするもの
Ｄ：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等

№.	意見の概要	市の考え方	分類
1	第１条の「安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保」とあるが、外国資本や外国勢力の国防や資源の懸念があることをうたうべきではないか。 昨今、中華資本により水資源が脅かされることが懸念されたり、外国資本もしくは外国人、外国政府（政党）の影響で、自衛隊基地など国家機密に与える影響が無視出来ない状況です。この点を追記すべきである。	ご意見として賜ります。	D
2	第３条では「発電出力が50kw以上」とされていますが、50キロワットはかなり敷地面積が広いと考えます。 半分の25キロワットにしてもいいぐらいだと考えます。50キロワットとした根拠が不明確です。	本ガイドラインにおいて、対象設備を発電出力が50kw以上としている根拠としましては、電気事業法にて、発電用の電気工作物（発電所）と位置付けられており、高圧連携と位置づけられているほか、昨年11月に経済産業省主催の有識者会議にて「再エネ特措法により、説明会開催を含む周辺地域への事前周知をFIT、FIP（固定価格買取制度）の認定要件として国が求める」という方針についても50kwが基準となっていることから、これを参考としております。 今後は、いただいたご意見を参考に、対象とする発電出力の基準について検討してまいります。	C
3	「その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備」とありますが、登別市の場合温泉地であることから「地熱発電」も考えられることや海に面していることから「波力発電」なども考えられることから加えるべきではないか。 また、「蓄電所」の扱いについても考えが想定されていません。不十分です。	地熱発電及び波力発電に関しましては、「その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備」に含まれているものとご理解ください。 「蓄電所」については、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）にて定義されており、再生可能エネルギー設備としての取り扱いとはなっておりませんので、本ガイドラインには記載しておりません。	B

No.	意見の概要	市の考え方	分類
4	第５条の周知方法ですが、具体的に細かく定めるべきだと考えます。 登別市内の会社の公告方法として、電子公告・官報・新聞公告が一般的で、宗教法人においては掲示板に掲載という方法も見受けられます。この方法に準じて、自社インターネットによる掲載、ヤフーなどのポータルサイトやツイッター・フェイスブック、Youtube・ツイキャス・ニコニコ動画、ポコチャ・LINEといった大多数が使用している媒体に広告掲載で周知をする方法、JR北海道の列車内や駅に広告を掲載する方法、道南バスの車内に広告を掲載する方法、FMびゅー他FM放送、AM放送、道内民放テレビ５社での広告での周知に加えて、町内会の回覧板での情報提供、日本郵便でのエリアメールでの告知ぐらいやらないと十分な告知とはいえないです。	周知方法に関してですが、ご指摘のとおり様々な手法が想定されますので、いただいたご意見を参考に、今後の対応について検討してまいります。	C
5	「誠意をもって対応する」とありますが、他地域で暴言を吐き全国ニュースになった事例があります。 また、出席が出来ない者への配慮として、インターネット中継の実施を義務付けるべきではないか。 また、出席者がインターネットでの配信や動画音声その他資料の掲載配布を妨げないこと、報道機関への情報提供を妨げないことも加える必要があります。	住民説明会は、設置者が主体となり開催するものでありますので、その内容などの情報の取扱いについては、各設置者の規定等によるところだと思いますが、地域住民とのより良い合意形成に向けた柔軟な対応をしていただくよう要請してまいりたいと考えております。	C
6	「速やかに市長に報告」具体的な時間・日数の目処を細かく記載するべきではないか。 イタズラに時間がかかるのはよくありません。 ３日以内に報告するものなど具体的な日数があって然るべきです。	具体的な日数を記載することといたします。	A
7	「４ 設置者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告するものとする。」について、どのような方法で報告をするのか記載が必要ではないか。自社インターネットとか官報に掲載をする、テレビ放送枠の買取でそれを報告するとか具体的な方法が必要ではないか。	ご指摘いただいている規定は、当初の説明会において説明した事業計画から大幅な変更などがあった場合について想定しております。そういった場合は、再度説明会を開催するよう設置者に求めてまいります。	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
8	「第７条」についてですが、罰則を条例で定めるべきではないか？ 罰金〇万円とか代表者の懲役刑を定めないと守らない輩が出てくるように思います。 また、外国勢力が反故にする可能性もあり、その対策も加えるべきである。 外国勢力は原則として設置が不可能とするべきだと考えます。 代表者の他に取締役、重要使用人、資本が外国勢力の場合は基本的に認めるべきではありません。	再生可能エネルギーについては、地域の脱炭素化に資する側面もありますので、適正な促進とのバランスを考慮し、市としての基本的なルールを示すという観点から、ガイドラインとしております。 また、本ガイドラインにつきましては、法令等や国の各種ガイドラインを遵守することを前提に策定しているところです。 しかしながら、適用後において、本ガイドライン策定の効果を検証する必要があると考えておりますので、その結果も踏まえ、国や北海道の動向を注視してまいります。	C
9	事業主体の倒産破産廃業夜逃げなどの対策盛り込まないと悪用する可能性があること、暴力団や反グレ集団などの反社会的勢力に対して禁ずる項目を加えることも必要です。 じゃないと、過去にも報道され大騒ぎになった事例の二の舞になります。	ご意見として賜ります。	D
10	苦情の申立についてですが、２４時間３６５日無休で対応することを義務付けるべきです。 天変地異への報告など深夜や祝祭日などに異変をみつけて早急に報告をしたくても電話に出ないとかはあってはならないことです。	ご意見として賜ります。	D
11	現段階でパネルの廃棄など色々な問題点が指摘されています。 経済的な面も北海道が全国一高額な電気料金になっています。 期間限定で泊原発を稼働すべきかと思います。 その間で北海道で賄うエネルギーを公に議論して決めるべきと考えます。	ご意見として賜ります。	D
12	１.専門家による調査が必要 登別市は過去に大規模な水害や地形崩壊が発生した場所なので環境省の「太陽光発電等の環境配慮ガイドライン」のＰ１４に「土地の安定性については気象や地形・地質等の自然条件の適切な設定や造成設計等、多岐にわたる工学的知見を持って技術的判断を行う必要があるため、判断が難しい場合には、専門家に相談し、適切な対策を講じることが必要です。」とされています。登別市の過去の水害などの災害経験を考えると市内の山間部や台地、およびその縁辺、河川流域はそのような専門的判断が必要な箇所であるので専門家の指導が必要な地域です。	ご意見として賜ります。	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
13	２.設置を避ける地域を明示する １項に記したように自然や景観、国立公園の隣接地など景観や眺望、生態系に影響を与える場所、文化財や歴史的な物語のある場所などはあきらかに規制をした方が良いことは自明なので小樽市のガイドラインの様に具体的に示すことが必要と思われます。	各種法令で規制されているかどうかは設置者が確認するものですが、本ガイドラインを運用していく中で、必要性が高いと認められる場合には、その対応について検討してまいります。	C
14	３.地域住民への周知について 事業者は発電の事業計画が具体的かつ確実になってから住民説明会を開催しているので再エネ施設の建設は既定路線で住民の声が反映することができない。全国的にみても突然の計画に地域はもとより自治体も驚き問題になる場合が多い。 このようなことの無いように早期に登別市へ事前相談のできる窓口を設けて情報を早く察知し、住民説明会を開催するよう指導する。その際には町内会のみならず、関心のある市民や関連公共団体、報道機関も自由に参加出来るようにすることが必要と思われます。	住民説明会は、設置者が場所や規模などある程度の事業概要を決めないと、内容のある説明ができないことから、実施のタイミングはそれ以降になると考えます。市としましては、何か情報をつかんだり、相談等があった場合などには、速やかに実施するよう設置者に求めてまいります。 また、住民説明会の参加範囲については、基本として町内会を中心に地域住民の方々と考えておりますが、個々の状況に応じて対応してまいります。	C
15	４.解体費用の積み立ての定期報告を行う 資源エネルギー庁の「廃棄等費用積立ガイドライン」をベースとして令和４年７月以降、再エネ事業者は第３者機関か、自社での積み立てが義務化されたとされています。ここにガイドラインによると定期的に積み立て状況を報告することが記載されています。これを登別市にも提出するように指導し、その積み立てが解体費用を賄えるものか再エネ事業者から関連資料も提示してもらうことが必要です。これは既存の発電事業者についても周知し、指導することが必要と思われます。また、本ガイドラインを遵守しない場合は再エネ特措法１５条で認定の取り消しもあるとされ、ガイドラインが強制力を持つ部分があります。これらを十分に活用すべきです。	経済産業省が策定している「廃棄等積立ガイドライン」において発電設備廃止後の撤去、処分に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てる際の取扱いなどについて整理しており、適正に撤去、処分することを定めておりますので、現時点において、市に対する提出に関しては考えておりませんが、いただいたご意見を参考に、社会情勢や、国、北海道の動向も注視しつつ、今後の対応について検討してまいります。	C
16	５.強制労働製品の排除 Ｇ７貿易相会合ではサプライチェーンから強制労働製品の排除、アメリカでは中国のウイグル地区で生産されたパネルは使用しないことを決定しました。日本は具体的な行動を起こしていませんが、これらの国から制裁を受ける可能性があります。これらの注意喚起が必要と思われます。	ご意見として賜ります。	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
17	６.再エネ事業者の信頼性について 会社法による持ち分会社のなかの合同会社がメガソーラー建設に於いて主体事業者となることが多い状況ですが、決算公告の義務がないので経営実態がブラックボックス化しやすく、施設を簡単に転売したり、倒産しても責任を履行できないので合同会社などは認められない等、厳格な指導が必要です。また、発電施設の転売は原則として認めず、やむを得ぬ理由で転売するときには報告義務も課すべきです。	ご意見として賜ります。	D
18	７.条例が必要 太陽光発電などの開発に伴って全国的にトラブルが発生している状況を鑑みると本ガイドラインのみでは乱開発に歯止めをかけることは難しいと考えます。より強制力のある条例を制定する必要があると思われます。条例を作る場合は民間の各団体も含めた公的な協議体を作るべきと思います。	再生可能エネルギーについては、地域の脱炭素化に資する側面もありますので、適正な促進とのバランスを考慮し、市としての基本的なルールを示すという観点から、ガイドラインとしております。 しかしながら、適用後において、本ガイドライン策定の効果を検証する必要があると考えておりますので、その結果も踏まえながら、今後の対応について検討してまいります。	C
19	第２条（２）地域住民の定義で予定地周辺の住民、事業者、町内会関係者とあるが、関心のある市民や専門家も含めるべき。	住民説明会の参加範囲については、基本として町内会を中心に地域住民の方々と考えておりますが、個々の状況に応じて対応してまいります。	C
20	第３条　ガイドラインの対象となる設備は５０ＫＷ以上とされているが１０ＫＷ以上とすべき。	いただいたご意見を参考に、対象とする発電出力の基準について検討してまいります。	C
21	第５条　近隣住民が少ない場合、戸別訪問としているが、ブラックボックス化しやすい、街づくりに大いに関連する事項なので説明会には関心のある市民や関係各官庁の職員も参加すべき。	住民説明会の参加範囲については、基本として町内会を中心に地域住民の方々と考えておりますが、個々の状況に応じて対応してまいります。	C
22	第５条の２に誠意を持って対応とありますがもっと具体的に対応事例を示した方が良い。水害時の感電対策も明記する。	事業規模や周辺環境などの地域の状況といった個別事業ごとの条件に照らして、設置者自身が検討・判断するものでありますので、一律に、基準の具体例を示すことは困難でありますので、本ガイドライン別記様式第１号住民説明会等概要報告書により、説明会等で出た地域住民の意見及び要望への回答を記載することとしておりますので、その内容を確認した上で、水害時の感電対策も含め、事例に応じた対応を促してまいりたいと考えております。	C

No.	意見の概要	市の考え方	分類
23	第５条４　必要に応じて住民などに報告するとあるがどの様なケースを考えているのか、具体的でないと履行されないと思います。	本条の「必要に応じて」は、基本的には事業計画に大幅な変更などが生じた場合を考えております。 いただいたご意見を参考に、設置者に対し、認識の齟齬が生じないよう説明をしてまいります。	D
24	第６条　計画届には関係書類とあるが具体的な書類を提示した方がよいと思う。（他市の例）	再生可能エネルギー発電設備設置計画等届出書（別記様式第２号）の様式中１０にて関係書類を提示しております。	B
25	第７条（２）著しく傾斜している土地やその周辺を選定するときは・・・必要な措置を講ずるとあるが、登別の地形地質的な特異性を鑑みてこのような土地には建設すべきでないことを明示する	土地利用については、各種法令等により規制されておりますので、それらの法令等の基準に適合している中で、そういった土地を選定する場合においては、設置者の責任のもと、安全性をしっかり確保した上で、事業を実施することが必要になるものと思います。 こういったことから、現段階ではご意見いただいた内容を本ガイドラインに明示する予定はありませんが、適用後において、策定の効果を検証する必要があると考えておりますので、その結果も踏まえながら、国や北海道の動向も注視してまいります。	C
26	第７条（３）景観を著しく阻害する場合とあるが、初めからこのようなケースは認めない。さらに森を伐採する場合、税金を新たにとるなどその措置も盛り込めないか？	土地利用については、各種法令等により規制されておりますので、設置者が事業を実施するにあたり、本ガイドラインでは、周囲の景観等に与える影響を最小限に抑えるよう配慮し、設置及び運用により景観を著しく阻害する場合は、植樹等の必要な措置を講ずるように求めております。 こういったことから、現段階ではご意見いただいた内容を本ガイドラインに明示する予定はありませんが、適用後において、策定の効果を検証する必要があると考えておりますので、その結果も踏まえながら、国や北海道の動向も注視してまいります。	C
27	第７条（７）の関係機関とあるが具体的に示さないと登別市には報告がないかもしれない	事故等の内容に応じて関係機関は多岐に渡るため、具体的に示すことは困難でありますので、関係機関の中に市を含むものとして考えておりますので、いただいたご意見を参考に、設置者に対し、認識の齟齬が生じないよう説明をしてまいります。	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
28	第７条（９）再生可能エネルギー事業終了後に必ず適切な方法で撤去することとあるが木を切って建設した場合は植生の再生や植樹をするなどの指導を行う。	施設撤去後の原状復帰については、再生可能エネルギー発電設備も土地利用の一つであり、土地所有者に対して、再生可能エネルギー発電設備跡地を理由に復元を義務化等することは、法令等に義務の規定がない中においては、財産権の問題もあり、困難であるものと考えます。 こういったことから、現段階ではご意見いただいた内容をガイドラインに明示する予定はありませんが、脱炭素化の観点も踏まえ、要請等については検討してまいります。	C
29	第７条（１１）廃棄費用積み立てガイドラインにそって管理運営がなされているか、その状況を市が確認する項目を設ける。	廃棄等費用の積立については、経済産業省が策定する「廃棄等積立ガイドライン」において、発電設備廃止後の撤去、処分に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てる際の取扱いなどについて整理しており、適正に撤去、処分することを定めております。 いただいたご意見を参考に、社会情勢や、国、北海道の動向も注視しつつ、今後の対応について検討してまいります。	C
30	第９条　廃止後１４日以内に廃止届出書を市長に届けるものとする。とあるが届けると断定して書いてほしい。	設置者として届出が必要となるものとご理解ください。	B
31	第１０条、設置者に対して必要な事項について報告を求め、適切な措置をとるべく依頼、助言とあるが、これだけでなく指導を行うことを明記する。	指導の文言について明記するようにいたします。	A
32	第１０条の２　設置者が関係法令等に定める義務を順守しないときは経済産業省へ情報提供するとあるが情報提供はどのような効果が想定されるのか？効果がないなら意味がない。	再生可能エネルギー発電設備の設置・運用にあたり、設置者が各種法令に違反している場合においては、経済産業省により、設置者に対して指導、改善命令、必要に応じて認定取消しといった措置がとられることが想定されます。	D
33	第７条（４）の地域住民の健康又は生活環境を害することのないよう十分配慮すること・・・とありますが、万が一、健康を害すること（汚染による水質汚染）になった場合、反射熱による生活環境悪化になった場合、登別市が責任を持ってくれるのでしょうか？それとも設置業者ですか？設置業者が倒産した場合はどのようになりますか？	太陽光発電設備の設置又は保存に瑕疵があることにより他人に損害を生じた場合、その責任は設置者にあります。また、設置者が倒産した場合は、関連する法令等による対応になると考えますが、その状況により変わってきますので、一概には言えないものと考えております。	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
34	第７条（５）　土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じる事・・・とありますが、熱海の太陽光パネル悪質設置業者の例をみても、あのようなお金目当ての業者が今後どんどん入って来ると想定した場合、誰が責任を取るのかをはっきり述べていただきたい。 設置業者が倒産した場合、登別市で責任を持って原状復帰するのか？ ガイドラインだけでは悪質業者の出入りを止められないのではないかと懸念します。条例案の改正を求めます。	太陽光発電設備の設置又は保存に瑕疵があることにより他人に損害を生じた場合、その責任は設置者にあります。また、設置者が倒産した場合においても、市の財産ではございませんので、原則として市において原状復帰は行えません。 また、条例に関してですが、再生可能エネルギーについては、地域の脱炭素化に資する側面もありますので、適正な促進とのバランスを考慮し、先ずは市としての基本的なルールを示すという観点から、ガイドラインとしております。 しかしながら、適用後において、本ガイドライン策定の効果を検証する必要があると考えておりますので、その結果も踏まえながら、今後の対応について検討してまいります。	C
35	第７条に既存の地形や樹木を生かしながら、周囲の景観等を著しく阻害する場合は、設置者が改善のために植樹の必要な措置を講ずこと・・・とありますが、とても曖昧ですね！！ 著しく阻害する・・・基準はどのくらいですか？天華園跡地のメガソーラーは、阻害するに、あたらないのでしょうか？	再生可能エネルギー発電設備の規模や設置場所、森林伐採の有無などにより景観上の問題の程度が違いますので、一定の基準を設けるのが困難であることから、個々の状況に応じて設置者と協議して参ります。 また、仮に天華園跡地級の設備が設置される場合には、植樹等の措置を講じるよう求めてまいります。	D
36	再生可能エネルギー設備の開発は良い面もある一方で次の点に配慮が必要と思います。 ①森林伐採や土地形状の変化で自然景観が損なわれています。自然の保全対策が必要と思います。 ②多雨地域であることやら地震や豪雨災害に耐えうる対策が必要と思います。 ③機材の廃棄処理の方法について確約が必要と思います。	ご指摘の内容については、国の各種ガイドラインにおいて適切な対応が求められているところですが、本ガイドライン第７条にて、設置者において、設備の設置及び運用を行うに当たって遵守すべき事項にも記載しております。	B

No.	意見の概要	市の考え方	分類
37	設置者が倒産し解体しなければならない時、登別市が責任をもってしてくれるのか？ 解体費用は市民からの電気代から出される可能性が高いと聞きましたが明確な説明がほしい。 発電された電気は市民のためになっているのか。なっているのなら、実際に使用した例を教えてほしい。 解体される時、一般の産業廃棄物では処理されないのですが、どこの場所で廃棄するのか？又、廃棄時に有害毒素はどのようにして出さずに処理するのか。教えてほしい。 最後に全ての市民の苦情や被害は登別市が責任を取る覚悟はあるのか？です。	設置者が倒産した場合において、再生可能エネルギー発電設備やその敷地は市の財産ではございませんので、原則として市において解体は行うことができません。 解体費用は、経済産業省で策定する「廃棄等積立ガイドライン」を遵守し、設置者の責任において確保するものです。 再生可能エネルギーは、二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスをほとんど排出せずに発電を行えることから、地球温暖化の原因と言われている温室効果ガスの削減に寄与していると言われております。 太陽光発電設備の解体・撤去に伴い発生する使用済太陽電池モジュールは、一般的には、産業廃棄物として取り扱われるため、それらの許可を持つ収集運搬業者や埋立処分業者にて処理をすることとなるものとされております。 設備は設置者の責任において設置しているものと認識しておりますが、市民の方からご相談がありましたら、市から設置者に対して話しをするなどの対応も可能と考えております。	D
38	第５条１　戸別訪問→設置者が威圧的にならないよう第３者の同行を義務化。	町内会関係者にも意見を伺いながら、臨機応変に考えてまいります。	C
39	第５条４　必要に応じて→必ず	本条の「必要に応じて」とは、基本的には事業計画に大幅な変更などが生じた場合を考えておりますので、原案どおりの内容とさせていただきます。	D
40	第１０条１　依頼及び助言等を行う。→指導及び助言等を行う。 第１０条３　市は指導したか分からない場合「設置の中止」「工事の中止」等必要な処置を講ずる。という規定を追加する。	第１０条第１項について、指導の文言を明記するようにいたします。 第１０条第３項について、土地利用については、各種法令等により規制されており、それらの法令等の基準に適合したものについて本ガイドラインで規制することは、過度な土地利用規制になると考えますので、原案のとおりといたします。	A
41	様式第１．７　説明会の状況→（説明）配付資料を添付。説明会の内容に、景観に及ぼす影響を記載。	本ガイドライン第７条（３）により、「周囲の景観等に与える影響を最小限に抑えるよう十分配慮し、設置及び運用により景観を著しく阻害する場合は、設置者が改善のために植樹等の必要な措置を講ずること」としておりますので、景観に及ぼす影響について、説明会の内容に含めるものと考えております。	B
42	第５条ですが、近隣住民が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合は、この限りではない、とありますが、この限りではないと言う事ですが、どの範囲の近隣をしめすのでしょうか？	再生可能エネルギー発電設備の規模や設置場所などにもよるため、町内会関係者にも意見を伺いながら、臨機応変に考えてまいります。	D

No.	意見の概要	市の考え方	分類
43	第５条２「誠意をもって対応するものとする」とあるが、具体的な対応を明記してほしい。 また、ガイドラインで、どこまで住民の意見を尊重できるのか。また、きびしく設置者に対して取りしまれるのか？	地域住民から出された要望や意見に対して、設置者として説明責任をはたしていくよう求めていきたいと考えております。	D
44	１０年後、パネルを放置したままにする設置企業があると聞いています。パネルの廃棄方法など、具体的に考えているのでしょうか？その設置企業に対して、ガ　イドラインで取り締まりができるのか？	経済産業省が策定している「廃棄等積立ガイドライン」において、発電設備廃止後の撤去、処分に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てる際の取扱いなどについて整理しており、適正に撤去、処分することを定めております。 また、登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン第７条にて、設置者において、設備の設置及び運用を行うに当たって遵守すべき事項として、再生可能エネルギー事業終了後の適切な撤去に向け、計画的な費用の確保を行うことを求める内容としております。	D
45	設置者（所有者）の変更等の届出 設置者（本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー設備を設置していた者も含む含む。）は、売買等により名義変更される場合は届け出る必要性があると思いますが、その記載の有無を検討して下さい。	名義変更により所有者が変更となった場合においては、本ガイドラインの様式第３号「再生可能エネルギー発電設備設置計画等変更・中止届出書」にて届出していただくことと考えておりますが、「所有者を変更する場合」について、できるだけ分かりやすい内容になるよう修正します。	A